

令和5年12月14日

「令和6年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 吉田 淳一
(三菱地所(株)会長)

本日決定された「令和6年度税制改正大綱」では、持続的な賃上げや設備投資への取組み等の前向きな動きが見られる一方で、物価高騰等により国民生活が非常に厳しい状況にある中、最重点要望と位置付けていた2項目について、新築の住宅ローン減税は、重要政策課題である子ども・子育て支援等の観点より、1年間、子育て世帯や若者夫婦世帯において借入限度額が維持されることとなり、土地固定資産税の負担調整措置等は現行制度がそのまま延長されることとなった。

さらに、国家戦略特区に係る特例やウォークブル推進税制等をはじめとする、都市、住宅、土地等に係るその他の主要な要望についても延長等が認められることとなるなど、国民の負担を軽減するとともに様々な社会課題の解決を経済成長のエンジンに変える施策が講じられたものと、評価している。

ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。

今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、引き続き、国民の暮らしを豊かにする魅力的なまちづくりや住環境の整備を通じ、我が国の経済・社会の発展に貢献して参りたい。

以 上